

令和6年度(2024年度) 和歌山市中小企業融資制度一覧表

制度名	融資対象		貸付限度	資金使途	貸付期間	返済方法	保証人	利率	保証料	担保	受付機関(申込先)
普通事業資金 (保証協会付)	一般枠	中小企業者	8,000万円以内	運転資金 設備資金 返済資金	運転資金 7年以内 (うち、据置6か月以内可)	均等 分割返済	信用保証協会及び取 扱金融機関の所定の 条件による	年1.9%以内	0.45% ～1.90% (責任共有制度)	信用保証協会 所定の条件に よる	融資の申込については、 下記の取扱金融機関に 直接お申込みください。
	まちなか枠	まちなかに事業所を新設される 中小企業者		ただし返済資金は融資申込時 において、和歌山市中小企業融資 制度に係る借入金残高があり、 その借入金を返済しようとする方 に限る	設備資金 返済資金 10年以内 (うち、据置1年以内可)				0.45% ～1.90% (責任共有制度) 保証料の1/2を 市が補助		
小口応援資金 (保証協会付)	一般枠	小規模企業者(従業員20人以下、商業・ サービス業(宿泊業及び娯楽業を除く) の場合は5人以下)	2,000万円以内	運転資金 設備資金 返済資金	運転資金 返済資金 7年以内 (うち、据置1年以内可)	均等 分割返済	信用保証協会及び取 扱金融機関の所定の 条件による	年1.0%以内	0.50% ～2.20% (責任共有制度対象外)	信用保証協会 所定の条件に よる	
	まちなか枠	まちなかに事業所を新設される 小規模企業者(従業員20人以下、商業・ サービス業(宿泊業及び娯楽業を除く) の場合は5人以下)		ただし返済資金は融資申込時 において、和歌山市小口応援資金 (旧:小口零細企業支援資金を 含む)に係る借入金残高があり、 その借入金を返済しようとする方 に限る	設備資金 10年以内 (うち、据置1年以内可)				0.50% ～2.20% (責任共有制度対象外) 保証料の1/2を 市が補助		
起業家支援資金 (保証協会付)	一般枠	①事業を営んでいない個人で1か月以内(注1) に創業する具体的な計画を有する方 ②事業を営んでいない個人で2か月以内(注1) に会社を設立し、創業する具体的な計画を有 する方 ③既存の会社で事業を継続しつつ新たな会社 を設立し、創業する具体的な計画を有する方 ④事業を開始した以後の期間が5年未満の個 人 ⑤設立の日以後の期間が5年未満の会社(注2)  (注1)「認定特定創業支援等事業」※の支援 を受けた場合は、6か月以内 ※「認定特定創業支援等事業」とは、市の創業支援 等事業計画に基づく継続的な支援で、経営、財務、 人材育成、販路開拓等の知識が身につく事業をい う。 (注2)既存の会社が事業を継続しつつ新たに 設立したものを含む。	3,500万円以内	運転資金  設備資金	運転資金 設備資金 10年以内 (うち、据置1年以内可)	均等 分割返済	信用保証協会及び取 扱金融機関の所定の 条件による	年1.0%以内	1.00% (責任共有制度対象外) 保証料初年度分 (1年分)を市が補助	不 要	三菱UFJ銀行 三井住友銀行 りそな銀行 みずほ銀行 南都銀行 池田泉州銀行 紀陽銀行 三十三銀行
	まちなか枠	上記①から⑤までのいずれかの条件を満たす 方で、まちなかに事業所を新設される方							1.00% (責任共有制度対象外) 保証料の1/2を 市が補助		
セーフティネット資金 (保証協会付)	「中小企業信用保険法第2条第5項第1号から第8 号」の規定に基づく特定中小企業者として市長の認 定を受けた方		8,000万円以内	運転資金 設備資金 返済資金	運転資金 7年以内 (うち、据置1年以内可)  設備資金 返済資金※ 10年以内 (うち、据置1年以内可)  ※返済資金の場合、保証協会 所定の事業計画書の添付が 必要。	均等 分割返済	信用保証協会及び取 扱金融機関の所定の 条件による	年1.1%以内	第1～4,6号 0.90% (責任共有制度対象外)  第5,7,8号 0.80% (責任共有制度)	信用保証協会 所定の条件に よる	関西みらい銀行 きのくに信用金庫 商工組合中央金庫 和歌山県信用農業 協同組合連合会
海外展開支援資金 (保証協会付)	海外市場への輸出に係る事業を行う中小企業者		8,000万円以内	運転資金  設備資金	運転資金 7年以内 (うち、据置6か月以内可)  設備資金 10年以内 (うち、据置1年以内可)	均等 分割返済	信用保証協会及び取 扱金融機関の所定の 条件による	年1.6%以内	0.45% ～1.90% (責任共有制度)	信用保証協会 所定の条件に よる	
災害復旧支援資金 (保証協会付)	①自然災害等で直接被害を受け、市長の罹災証明 を受けた中小企業者 ※申込には罹災証明書が必要となります。  ②感染症法における指定感染症又は市長が特に対 応が必要と認めた疫病等の影響により、次の(1)及 び(2)のいずれにも該当する者 (1)最近1か月の売上高又は売上総利益が過去3 年のいずれかの同月に比べ5%以上減少 (2)その後2か月を含めた3か月の平均売上高又は 平均売上総利益が過去3年のいずれかの年の同時 期に比べ5%以上減少と見込まれること		8,000万円以内	運転資金  設備資金	運転資金 7年以内 (うち、据置6か月以内可)  設備資金 10年以内 (うち、据置1年以内可)	均等 分割返済	信用保証協会及び取 扱金融機関の所定の 条件による	年1.2%以内	0.45% ～1.90% (責任共有制度)	信用保証協会 所定の条件に よる	

※制度共通事項として、融資申込日現在において、市内で事業を営んでおり(一部起業家支援資金を除く)、市税を完納していることが必要になります。

なお、金融機関、保証協会による金融審査がありますので、無条件に融資が受けられるというわけではありません。

※各制度において、事業者選択型経営者保証非提供制度をご利用される場合は、表中の各所定保証料率に0.25%又は0.45%上乗せした信用保証料率となります。

※全制度融資枠は、予算の範囲内とし、融資枠に達し次第締め切ります。

※「小口応援資金」及び「起業家支援資金」については、特定事業を行う特定非営利活動法人(NPO法人)は、保証制度の定めによりご利用になれません。